

# 大阪府化学物質管理制度について (条例対象物質の見直し等)

大阪府 環境農林水産部 環境管理室  
事業所指導課 化学物質対策グループ  
池田 栄太郎

1

## 目次

1. 条例対象物質の見直し案
2. 大規模災害に備えた化学物質による環境リスク低減対策

# 目次

## 1. 条例対象物質の見直し案

## 2. 大規模災害に備えた化学物質による環境リスク低減対策

3

# 大阪府化学物質管理制度

根拠:大阪府生活環境の保全等に関する条例  
(平成6年(1994年)大阪府条例第6号)

## 事業者の義務規定

### ○届出

- ・排出量等の届出(物質横出し、取扱量届出)
- ・化学物質管理計画書の届出
- ・化学物質管理目標の届出

### ○緊急事態発生時の応急措置、通報、報告

## その他の規定

- 「化学物質適正管理指針」の策定
- 届出事項の集計・公表
- 立入検査、報告聴取 等

4

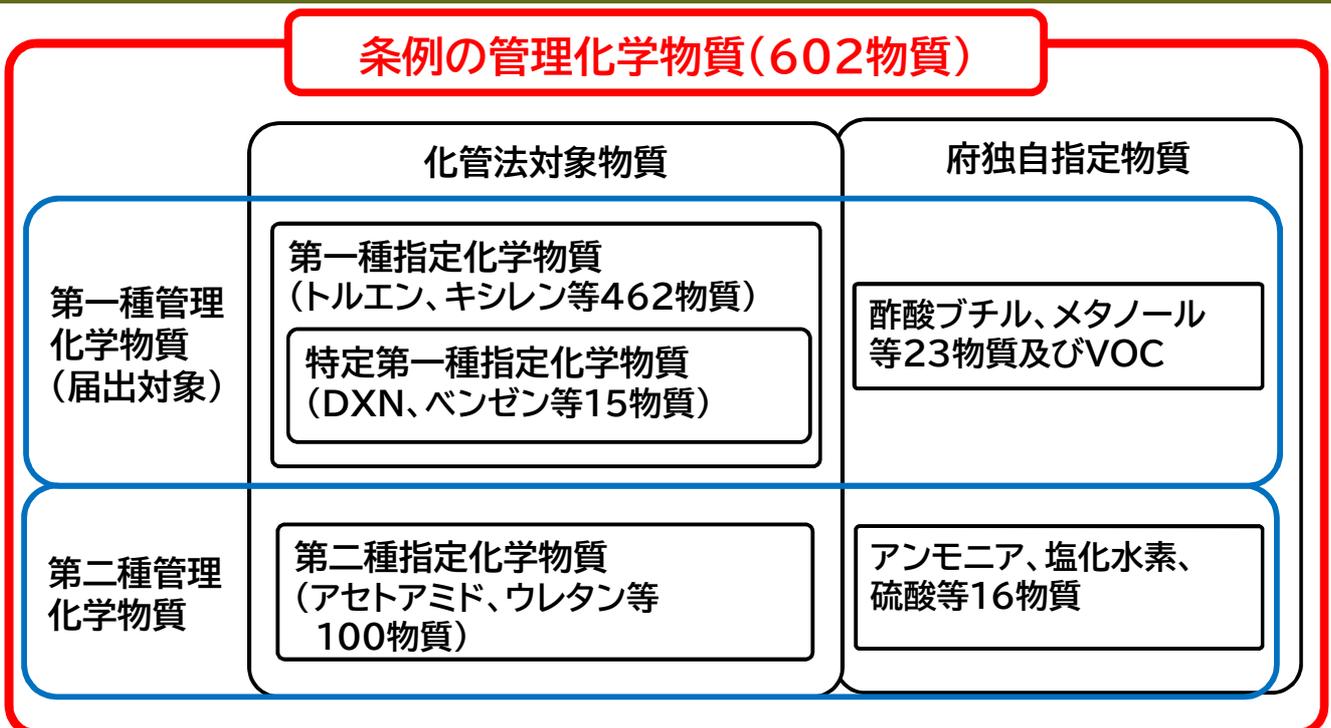
# 条例に係る主な規定

条例では、排出量等の届出以外の規定については、全ての管理化学物質に適用されている。

			排出量等の届出			管理計画書の作成 管理目標の決定、 達成状況の把握	緊急事態への対応、 管理化学物質に係る 情報提供
			排出量	移動量	取扱量		
条例管理 化学物質	第一種管理 化学物質	第一種指定化学物質	化管法の届出※		○第一種管理化学物質 取扱事業者が有する 従業員50人以上の 事業所には届出義務 あり	○応急の措置、緊急 事態の状況の知事 への通報、講じた 措置等の届出義務  ○化学物質の譲渡・ 提供先、保管・運 搬・処理等の委託 先への情報提供 の努力義務	
		府独自指定物質(第一種)	条例の届出※				
	第二種管理 化学物質	第二種指定化学物質					
		府独自指定物質(第二種)					

※ 製造業等に属し、いずれかの第一種管理化学物質の年間取扱量が1トン以上(特定第一種指定化学物質の場合は500kg以上)で、従業員21人以上の事業者(第一種管理化学物質取扱事業者)が対象

## 条例対象物質(管理化学物質) (現行)



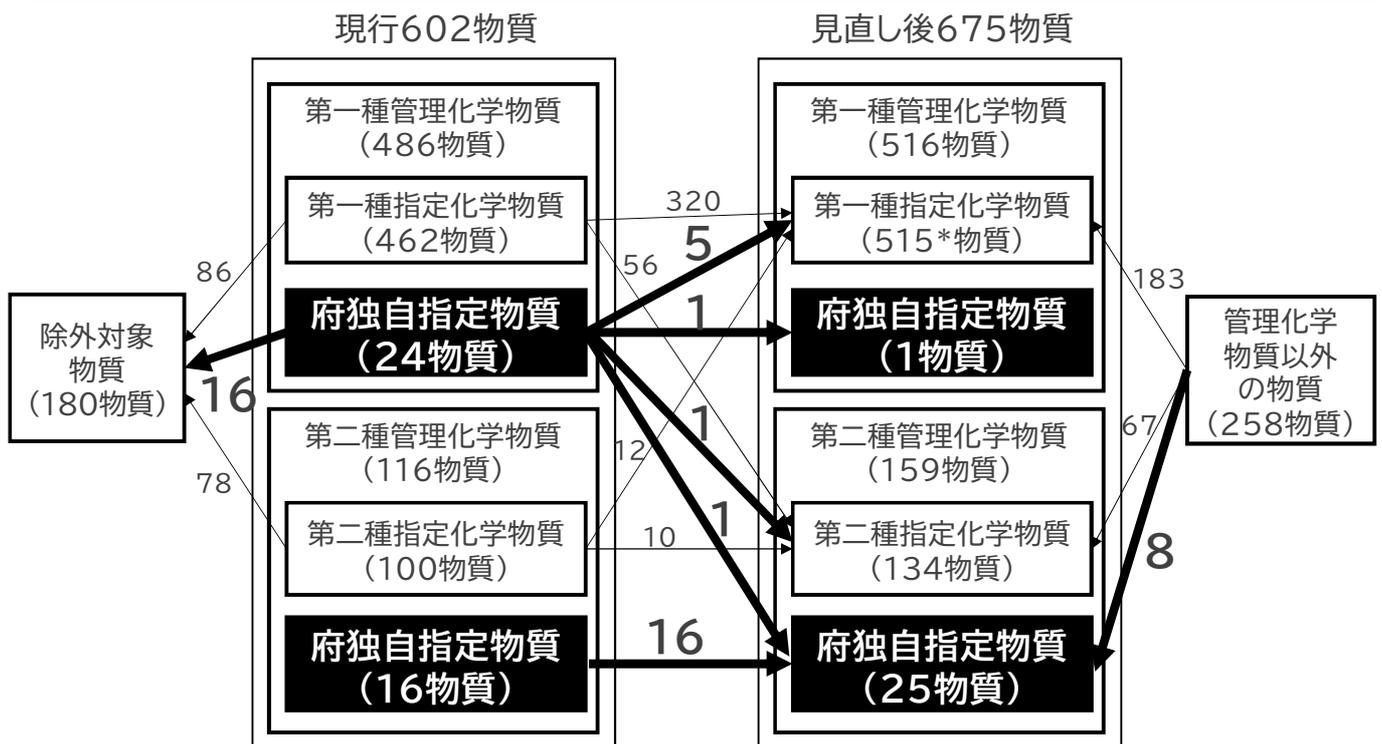
⇒ 条例の管理化学物質は、化管法の指定化学物質を包含している。

# 府独自指定物質見直し検討の経緯

2019年12月	今後の大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方について、大阪府環境審議会に諮問
2021年10月	政令(化管法施行令)公布(2023年4月施行) ・化管法対象物質の改正
2021年11月	大阪府環境審議会より答申
2021年12月	条例及び施行規則に係る改正案パブリックコメント(~1月) ・府独自指定物質改正案の提示
2022年 2月	大阪府議会に条例改正案提出予定

7

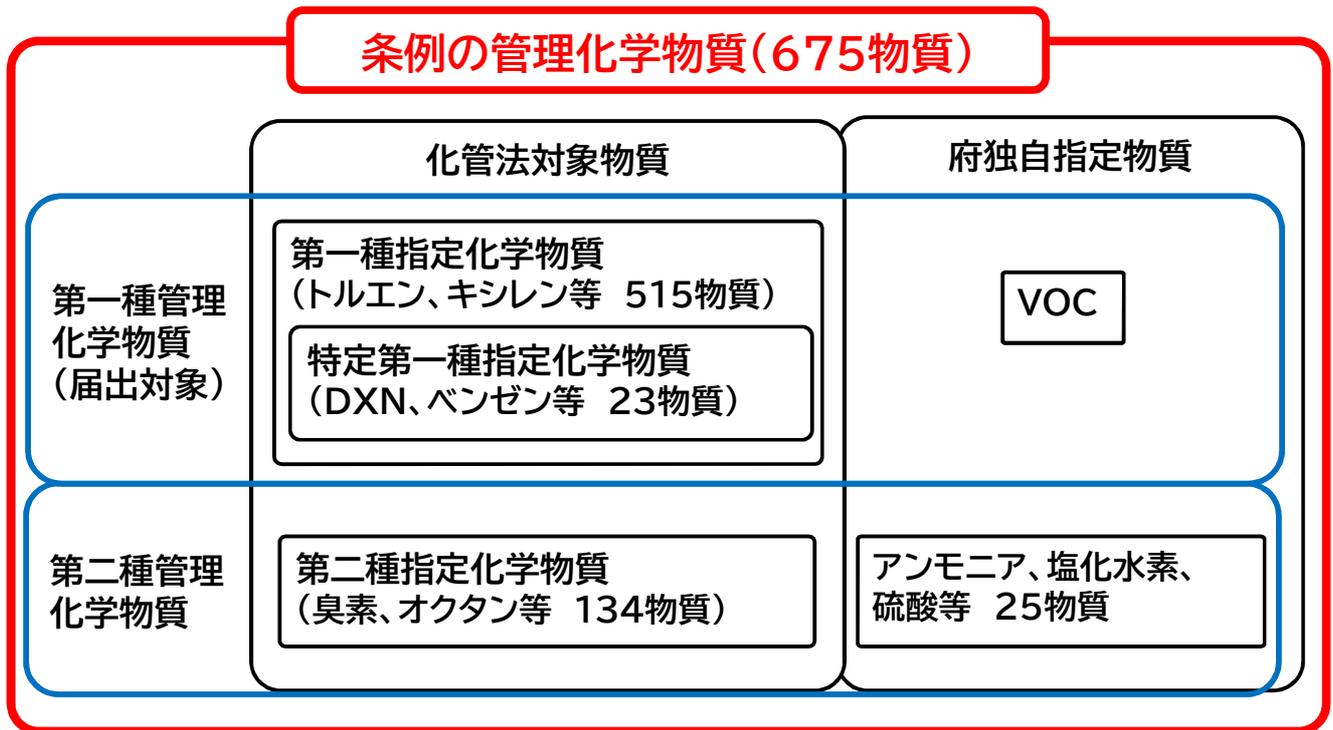
# 条例対象物質見直し(案)の概要



\*改正政令における物質数(類似物質を物質群として指定する等により、矢印上の物質数の和とは一致しない。)

8

# 条例対象物質(管理化学物質) (改正条例案)



9

# 条例改正後の府独自指定物質(案)

## 府独自指定物質(第一種管理化学物質)

1. 揮発性有機化合物(VOC総量)

## 府独自指定物質(第二種管理化学物質)

- |  |  |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. アンモニア</li> <li>2. 一酸化炭素</li> <li>3. 一酸化窒素</li> <li>4. 一酸化二窒素</li> <li>5. 塩化アンモニウム</li> <li>6. 塩化水素</li> <li>7. 塩素</li> <li>8. 黄リン</li> <li>9. 五塩化リン</li> <li>10. 五酸化二窒素</li> <li>11. 三塩化リン</li> <li>12. 三酸化硫黄</li> <li>13. 三酸化二窒素</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>14. 四酸化二窒素</li> <li>15. 硝酸</li> <li>16. 二酸化硫黄</li> <li>17. 二酸化窒素</li> <li>18. フッ化珪素</li> <li>19. フッ素</li> <li>20. ホスゲン</li> <li>21. メルカプタン類(指定化学物質を除く)</li> <li>22. 硫化水素</li> <li>23. 硫酸</li> <li>24. リン化水素</li> <li>25. リン酸</li> </ol> |
|--|--|

10

# 今後のスケジュール

2022年 3月 条例及び施行規則の改正

2023年 4月 条例及び施行規則(化学物質分野)の施行

## ■排出量等の把握・届出

新物質での排出量等の把握・届出は  
2023年度実績分から開始

	2022年度	2023年度	2024年度
2022年度実績	把握(旧物質)	届出(旧物質)	
2023年度実績		把握(新物質)	届出(新物質)

11

# 目次

1. 条例対象物質の見直し案

2. 大規模災害に備えた化学物質による環境リスク低減対策

12

# 大阪府化学物質適正管理指針

- ・根拠:大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の23第1項
- ・目的:事業者の化学物質の自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障の未然防止

## 【主な規定】

### 1 管理化学物質等の管理の方法に関する事項

- 管理体制の整備 ○管理の改善計画の策定・実施 ○管理の改善のための具体的方策

### 2 管理化学物質等の使用の合理化に関する事項

- 管理体制の整備・管理の改善計画の策定・実施 ○管理の改善のための具体的方策

### 3 緊急事態の発生の未然防止及び

#### 発生した緊急事態への対処に関する事項

- 緊急事態の発生の未然防止 ○発生した緊急事態への対処

2013年11月  
指針改正・追加

### 4 大規模災害が発生した場合の環境リスクの低減に関する事項

- 大規模災害の想定・環境リスクの把握等 ○環境リスクの低減のための具体的方策

➡ 2015年、環境リスク低減対策事例集を作成

13

## 大規模災害に備えた化学物質による 環境リスク低減対策事例集(2022年2月改訂版)



14

## 環境リスク低減対策事例ー1 流出の未然防止



落下防止柵



ボンベの固定



ドラム缶の平積み保管



可とう性配管

15

## 環境リスク低減対策事例ー2 漏えいの防止



防液堤



防液堤及び受け皿



反応槽の二重構造化



貯留槽(一時的に貯留)

16

### 環境リスク低減対策事例ー3 資機材の常備、浸水への備え



土嚢



オイルマット



防水板



非常用発電設備のかさ上げ

### 環境リスク低減対策事例ー4 液状化への備え、設備・建物の補強



地上配管(一部、可とう性配管)



アンカーによる固定



配管の吊り金具の補強



ブレース

# 緊急事態への対応

- ・届出等対象:管理化学物質を取扱う事業者(規模要件なし)
- ・応急の措置、緊急事態の状況の知事への通報、講じた措置等の届出義務

## 【府内事業所における事故事例】

- 廃液の不完全燃焼により、ホルムアルデヒドが大気中に排出
- 次亜塩素酸ソーダ保管タンクに誤って硫酸を送液したことで、塩素ガスが発生
- 熔融炉の異常燃焼により乾燥ケーキが炉外に飛散
- 塩酸タンクに穴が空き漏洩
- 灯油が脱硫装置の熱交換器から漏洩

19

## その他

『事例集「化学物質を取り扱う事業所で今日からできる対策事例  
－明日起きるかもしれない大規模災害に備えて－」』

は、府のホームページにて公開しています。

【リンク先】 <https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/jireishu.html>



20